

# 特定優良賃貸住宅供給促進事業（大阪市住宅供給公社）利子補給要領

制定 平成6年10月1日  
最近改正 令和3年4月1日

## （趣旨）

**第1条** 特定優良賃貸住宅供給促進事業（大阪市住宅供給公社）制度要綱（以下「要綱」という。）第10条に規定する公社特優賃に係る利子補給に関しては、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び要綱によるほか、この要領の定めるところによる。

## （定義）

**第1条の2** この要領における用語の意義は、要綱に定める用語の意義と同一とする。

## （利子補給）

**第2条** 市長は、この要領に基づき、公社特優賃の建設費について公社から申請があったときは、公社に対し、住宅金融公庫（以下「公庫」という。）の貸付金の一部について利子補給することができる。

## （利子補給対象）

**第3条** 利子補給の対象は、公社特優賃を建設するために、公社が公庫から融資を受ける貸付金（特別加算額に係るものを除く。）であること。

## （利子補給の額）

**第4条** 利子補給の額は、前条に定める貸付金を返済期間50年以内かつ元利均等毎月償還により融資を受けた場合の、各月末における元金残高に対し、当初10年間にあっては2%に相当する額、11年目からの10年間にあっては1%に相当する額とする。

## （利子補給の期間）

**第5条** 利子補給期間は、公庫の貸付金の償還の開始時期から20年間とする。

## （利子補給の申請、決定等）

**第6条** 利子補給を受けようとする公社は、別記様式1による利子補給申請書に公庫に対する融資申込書の写し及び利子補給金の予定金額の計算書を添付して、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、必要に応じて調査を行い、申請の内容が適正であると認めたときは、利子補給をすることを決定し、別記様式2による利子補給決定通知書により公社に通知する。
- 3 市長は、前項の審査の結果、利子補給をすることが不適当であると認めたときは、利子補給をしない旨の決定をし、別記様式3による不交付決定通知書により公社

に通知する。

- 4 公社は、第1項の利子補給申請書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに市長に別記様式4による利子補給変更申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

#### (申請の取下げ)

**第6条の2** 公社は、前条第2項の利子補給決定通知書を受領した場合において、当該通知書に係る利子補給の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知書を受領した日から起算して15日以内に別記様式6による取下げ書を市長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

- 2 公社は、前条第2項の利子補給決定通知書の受領後に、公庫から融資を受けないこととした場合は、別記様式7による取下げ書を市長に提出しなければならない。

#### (利子補給金の交付)

**第7条** 第6条第2項の通知を受けた公社は、市長に対し、毎年3月31日までに、当該年度分の利子補給金を一括して、償還状況証明書を添付した別記様式8による利子補給金交付申請書により申請する。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、必要に応じて調査を行い、申請の内容が適正であると認めたときは、利子補給金の交付額を決定し、別記様式9による利子補給金交付額決定通知書により公社に通知する。
- 3 公社は、前項の通知を受けたときは、速やかに利子補給金を市長に請求する。
- 4 市長は、前項の請求を受けたときは、5月末日までに利子補給金を交付する。

#### (繰上償還の報告)

**第7条の2** 第6条第2項の通知を受けた公社は、公庫の貸付金の全部又は一部の繰上償還をしたときは、別記様式10による繰上償還報告書により市長に報告しなければならない。

#### (利子補給の決定の取消し)

**第8条** 市長は、次に掲げる事由の一に該当する場合は、利子補給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 利子補給金の対象となった公社特優貸が廃止されたとき
- (2) その他公社がこの要領に違反したとき。
- 2 市長は、利子補給の決定の全部又は一部を取り消したときは、別記様式11又は別記様式12による利子補給決定取消通知書により、速やかにその旨を公社に通知する。
- 3 市長は、利子補給の決定の全部又は一部を取り消したときは、公社に対して、利子補給金の全部又は一部の返還を命じることができる。この場合、返還を命じる利子補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額に年10.95%の割合で計算した利息を付することができる。

### **附 則**

この要領は、平成6年10月1日から施行する。

### **附 則**

この要領は、平成19年1月26日から施行する。

### **附 則**

- 1 この要綱は平成19年4月1日から適用する。
- 2 平成19年4月1日付けで、住宅金融公庫（以下「公庫」という。）が解散し、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「金融機構」という。）に権利義務が承継されることに伴い、同日以降、金融機構に引き継がれる事業にかかる条項については、「公庫」を「金融機構」に読み替える。

### **附 則**

この要領は、平成21年7月27日から適用する。

### **附 則**

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

### **附 則**

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式1（第6条第1項関係）

年　　月　　日

大阪市長　　様

所在地

大阪市住宅供給公社  
理事長

特定優良賃貸住宅利子補給申請書

年　　月　　日に認定の申請を行った供給計画に基づき建設する特定優良賃貸住宅について、特定優良賃貸住宅供給促進事業（大阪市住宅供給公社）利子補給要領に基づき利子補給を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| 1 特定優良賃貸住宅の概要              | 別紙 |
| 2 住宅金融支援機構から借り入れる建設資金貸付の概要 | 別紙 |
| 3 申請する利子補給の内容              | 別紙 |

(別紙)

## 1. 特定優良賃貸住宅の概要

### (1) 特定優良賃貸住宅の位置について

名称	
地名地番	
面積	

### (2) 特定優良賃貸住宅の戸数について

住宅戸数	特定優良賃貸住宅戸数 戸 (全体建設戸数 戸)
------	-------------------------

### (3) 特定優良賃貸住宅の規模及び構造について

規模・構造	階建
	耐火構造(鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・その他( ))

## 2. 住宅金融支援機構の建設資金貸付の概要

(1) 融資種別	
----------	--

(2) 借入申込額	通常融資 円 (特別加算 円)
-----------	-----------------

(3) 通常融資借入利率	当初 年間 年 %
--------------	-----------

(4) 返済期間及び返済方法	年 元利均等毎月払い
----------------	------------

## 3. 申請する利子補給の内容

(1) 利子補給対象額	住宅金融支援機構通常融資額全額
-------------	-----------------

(2) 利子補給額	当初10年間は、3の(1)の融資残高に対し年2%相当額、11年目からの10年間は、年1%相当額
-----------	---

## 別記様式2（第6条第2項関係）

第 号  
年 月 日

大阪市住宅供給公社  
理事長 様

大阪市長

### 特定優良賃貸住宅利子補給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下記1の特定優良賃貸住宅に係る利子補給については、特定優良賃貸住宅供給促進事業（大阪市住宅供給公社）利子補給要領に基づき、下記2のとおり住宅金融支援機構融資額に対する利子補給をすることを決定したので通知します。

記

#### 1 特定優良賃貸住宅の概要

名称  
建設場所 大阪市 区  
建設戸数  
構造

#### 2 利子補給の内容

- (1) 利子補給対象となる融資  
機構通常融資全額
- (2) 利子補給期間・利子補給額  
機構融資残高に対し当初10年間は年2%相当額、11年目から10年間は年1%  
相当額
- (3) 利子補給方法  
特定優良賃貸住宅供給促進事業（大阪市住宅供給公社）利子補給要領に定めると  
ころによる。

#### 3 交付の条件

- (1) 特定優良賃貸住宅利子補給申請書に記載した内容に変更が生じたときは、市長の  
承認を受けること。
- (2) 市長が、利子補給に係る予算の執行の適正を期するため、報告を求め、又は本市  
職員に事務所等に立ち入り、利子補給の申請等に係る書類を検査させ、若しくは関  
係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。

#### 付記

- 1 利子補給の申請等に係る書類を常に整備し、利子補給期間の最終年度分の特定優良  
賃貸住宅利子補給金交付額決定通知書を受領した日から5年間保存すること。
- 2 この通知に係る決定に不服があるときは、この通知を受領した日から起算して15日  
以内に利子補給の申請の取下げをすることができます。
- 3 この通知の受領後に、機構の融資を受けないこととした場合は、利子補給の申請の  
取下げをすること。
- 4 機構の貸付金の全部又は一部の繰上償還をしたときは市長に報告すること。

別記様式3（第6条第3項関係）

第 号  
年 月 日

大阪市住宅供給公社  
理事長 様

大阪市長

特定優良賃貸住宅利子補給金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下記1の特定優良賃貸住宅に係る利子  
補給については、下記2の理由により利子補給をしないことと決定したので通知します。

記

1 特定優良賃貸住宅の概要

名称  
建設場所 大阪市 区  
建設戸数 戸  
構造

2 理由

別記様式4（第6条第4項関係）

年 月 日

大阪市長 様

所在地

大阪市住宅供給公社  
理事長

特定優良賃貸住宅利子補給変更申請書

年 月 日に申請（変更申請）を行った特定優良賃貸住宅に係る利子補給の申請について、次のとおり変更し、これについて承認を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 変更内容

旧事項	新事項

2 1を証する書類  
別添のとおり

別記様式5（第6条第4項関係）

第 号  
年 月 日

大阪市住宅供給公社  
理事長 様

大阪市長

特定優良賃貸住宅利子補給変更承認書

年 月 日付けで承認申請があつた特定優良賃貸住宅に係る利子補給の申請についての変更については、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 申請のとおり承認する。
- 2 承認しない。

別記様式6（第6条の2第1項関係）

年 月 日

大阪市長 様

所在地

大阪市住宅供給公社  
理事長

特定優良賃貸住宅利子補給申請取下げ書

年 月 日付け 第 号で決定を受けた下記の特定優良賃  
貸住宅に係る利子補給の申請を取り下げます。

記

1 特定優良賃貸住宅の概要

名称

建設場所 大阪市 区

建設戸数 戸

構造

2 利子補給決定通知書の受領年月日 年 月 日

3 取下げ理由

別記様式7 (第6条の2第2項関係)

年 月 日

大阪市長 様

所在地

大阪市住宅供給公社  
理事長

特定優良賃貸住宅利子補給申請取下げ書

年 月 日付け 第 号で決定を受けた下記の特定優良賃貸住宅に係る利子補給の申請について、住宅金融支援機構から融資を受けないこととしたので、利子補給の申請を取り下げます。

記

1 特定優良賃貸住宅の概要

名称

建設場所 大阪市 区

建設戸数 戸

構造

2 利子補給決定通知書の受領年月日 年 月 日

別記様式8 (第7条第1項関係)

年 月 日

大阪市長 様

所在地

大阪市住宅供給公社  
理事長

特定優良賃貸住宅利子補給金交付申請書

利子補給決定通知を受けた別紙記載の住宅に係る 年度分利子補給金の交付  
を下記のとおり申請します。

なお、当該利子補給金に係る住宅金融支援機構の融資金についての償還状況は別添  
のとおり相違ありません。

記

金 円

別記様式9 (第7条第2項関係)

第 号  
年 月 日

大阪市住宅供給公社  
理事長 様

大阪市長

特定優良賃貸住宅利子補給金交付額決定通知書

年 月 日付けで申請のあった利子補給金交付申請については、審査の結果適正であると認められるので、次のとおり利子補給金交付額を決定し、これを通知します。

記

所在地

名称

年度利子補給金 金 円

別記様式 10 (第 7 条の 2 関係)

年 月 日

大阪市長 様

所在地

大阪市住宅供給公社  
理事長

繰上償還報告書

年 月 日付け 第 号で利子補給決定通知を受けた特定  
優良賃貸住宅に係る住宅金融支援機構の貸付金について、次のとおり繰上償還をしましたので報告します。

記

1 特定優良賃貸住宅の概要

名称

所在地 大阪市 区

建設戸数 戸

2 繰上償還日 年 月 日

3 繰上償還の内容

4 上記を証する書類

別添のとおり

別記様式 11 (第 8 条第 2 項関係)

第 号  
年 月  
日 日

大阪市住宅供給公社  
理事長 様

大阪市長

特定優良賃貸住宅利子補給決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した下記の特定優良賃貸住宅に係る利子補給の決定を取消したので、特定優良賃貸住宅供給促進事業（大阪市住宅供給公社）利子補給要領第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 特定優良賃貸住宅の概要

名称  
所在地 大阪市 区  
建設戸数 戸

2 取消理由

別記様式 12 (第8条第2項関係)

第 号  
年 月  
日 日

大阪市住宅供給公社  
理事長 様

大阪市長

特定優良賃貸住宅利子補給決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した下記の特定優良賃貸住宅に係る利子補給の決定の一部を取消したので、特定優良賃貸住宅供給促進事業（大阪市住宅供給公社）利子補給要領第8条第2項の規定により通知します。

記

1 特定優良賃貸住宅の概要

名称

所在地 大阪市 区

建設戸数 戸

2 取消しの内容

3 取消理由